

## 質問と回答【施設改修編】

- Q 1 客室部を改修するが、その客室に行くまでの通路に段差がある場合、客室部の改修は補助対象となるか。
- A 1 客室部の改修内容が、バリアフリー化に関する法令や基準等を踏まえたものであれば、補助対象となります。
- Q 2 個室トイレへの手すりの設置等、トイレの一部分のみをバリアフリー化する場合、補助対象となるか。
- A 2 改修内容が、バリアフリー化に関する法令や基準等を踏まえたものであれば、補助対象となります。
- Q 3 手すりを設置する際、設置箇所の壁も改修する必要がある場合、壁の改修工事についても補助対象となるか。
- A 3 バリアフリー化に必要なものと明確に特定できる工事（経費）であれば、補助対象となります。
- Q 4 施設改修にあたり、既存施設の解体工事についても補助対象となるか。
- A 4 バリアフリー化に必要なものと明確に特定できる工事（経費）であれば、補助対象となります。